

## 第851回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成26年3月17日（月）午後4時から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第850回教育委員会会議録の承認について

4 第851回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 大川小学校事故検証委員会の「検証報告書」等について (義務教育課)

(2) 県独自の「学力調査」の計画中止を求める請願への対応について (義務教育課)

6 専決処分報告

(1) 第346回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)

7 議 事

第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)

第2号議案 教育功績者表彰について (総務課)

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)

第4号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について (教職員課)

第5号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)

第6号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について (教職員課)

第7号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義務教育課)

第8号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について (高校教育課)

第9号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について (文化財保護課)

8 課長報告等

(1) 宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン(案)について (教育企画室)

(2) 宮城県特別支援教育将来構想審議会からの教育環境の整備に係る提言について (特別支援教育室)

(3) 平成26年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜の結果について (高校教育課)

(4) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)

(5) 県有体育施設のネーミングライツの選定結果について (スポーツ健康課)

9 資料(配付のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧について (総務課)

(2) 基本的な生活習慣定着促進のための「社会全体で取り組みたい『ルルブル』運動」について (教育企画室)

(3) 第69回国民体育大会冬季大会の結果について (スポーツ健康課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

## 大川小学校事故検証委員会の「検証報告書」等について

### 1 報告会等開催状況

#### （1）第9回検証委員会遺族報告会

日時：平成26年1月26日（日） 午前10時から午後8時まで

場所：石巻市河北総合支所

日時：平成26年2月 9日（日） 午後1時から午後7時まで

場所：石巻市河北総合センター

#### （2）児童及び教職員遺族への検証報告書説明会

日時：平成26年2月23日（日） 午前11時から午後5時まで

場所：石巻市河北総合支所

### 2 石巻市長への検証報告書の手交日

日時：平成26年3月 1日（土） 午後4時30分

場所：石巻市役所

### 3 大川小学校事故検証報告書の概要

別冊「大川小学校事故検証報告の概要」のとおり

# 大川小学校事故検証報告書の概要

## ■事故の概要（報告書第1章）

平成23年（2011年）3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名（児童4名、教職員1名）を除く多くの児童・教職員が被災した。

## ■事故検証の経過（報告書第2章）

この事故を公正中立かつ客観的に検証し、原因究明と今後の学校防災に関する提言を行うことを目的に、大川小学校事故検証委員会が設置された。委員会会合9回、作業チーム打合せ26回を開催したほか、資料等の収集・精査、関係者等への聴き取り調査（計108回、延べ人数196人）、現地調査等を実施した。

## ■事前対策及び事故当日の状況に関する事実情報（報告書第3章）

### （1）事前対策に関する情報〈主なポイント〉

#### ①大川小学校における災害への備え

震災当時の大川小学校における災害対応マニュアルには、一部に津波に関する記述が加えられていたが、津波を想定した避難行動や三次避難場所の検討等はなされなかった。校庭からの避難先である三次避難場所は、地震を想定した平成19年度のマニュアルの記載（近隣の空き地・公園等）がそのまま踏襲されていた。マニュアルには児童引渡しのルール等が記載されていたが、保護者に対する周知は行われておらず、引渡しの仕組みは未完成のままだった。また、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練は行われていなかった。

#### ②地域における災害への備え

石巻市の地域防災計画では、宮城県の「第三次地震被害想定調査」に示された宮城県沖（連動）を想定地震とし、この想定に基づいた津波浸水予測図を用いてハザードマップが作成され、市民等に配布されていた。大川小学校は、津波の予想浸水域から外れており、津波の際の避難所となっていた。

#### ③学校及び周辺の状況と地域の歴史

大川小学校の立地・校舎設計に際しては、洪水や津波は想定されていなかった。

大川地区では、明治三陸地震、昭和三陸地震において、長面など沿岸部で津波被害の記録

がある。大川小学校では、事故の約1年前のチリ地震による津波警報（大津波）発表時に避難所が開設され、事故2日前の地震の際には児童・教職員が校庭へ避難した。これらの機会に教職員間で地震・津波の際の対応が話題となった。

#### ④教職員の知識・経験等

震災当時の大川小学校の教職員の中には、近年、学校防災・安全に関する研修会などに参加した者、過去に他校で津波防災対策に取り組んだ経験を持つ者がいた。13名の教職員のうち、同校における勤続年数2年未満が8人を占めていた。

過去に在籍した教職員へのアンケート調査からは、全教職員が災害対応マニュアルの内容を把握した状況ではなかったこと、マニュアルや訓練の想定は地震、火災、不審者侵入が中心だったこと、大多数の教職員は津波の心配をしてなかったことなどの結果が得られた。

#### ⑤学校経営・職場管理等の状況

平成22年度の大川小学校教育計画では、目指す教師像として組織体と協働体制が強調されていた。また目指す児童像の一つである「たくましい子ども」に関連して、安全に行動できる能力・態度をはぐくむ際に重視されていたのは、交通事故への対応・訓練、不審者対応であった。

大川小学校と地域・保護者との関係は密接だったが、近年、その協力関係に変化が生じてきたことが指摘された。平成19・20年度のPTA拡大役員会議で議題となった災害時の対応（児童の引渡し）は、平成22年度には議題とならなかった。

#### ⑥石巻市・宮城県・国における学校防災の取り組み

平成21年度から22年度前半にかけて、石巻市内の学校現場では防災に対する取り組みが進捗しつつあったが、津波対策の必要性は必ずしも十分に認識されていなかった。市内64校の小中学校において、災害対応マニュアル等に津波に関する記載が確認できたのは約半数（大川小学校を含む）のみであった。

宮城県教育委員会の策定した「みやぎ防災教育基本指針」（平成21年2月）には、津波に関する記載は一部のみであった。教職員向けの研修では、平成22年度になって津波の基礎知識の内容が追加された。

文部科学省は、学校安全関連の研修を共催し、各種教材を作成していたが、これら教材の活用状況は被災3県（岩手、宮城、福島）で12%程度であった。また、国立大学法人の教員養成大学では、津波や防災を扱っている大学はごく少数であった。

## (2) 当日の状況に関する情報

地震発生から津波来襲までの間に大川小学校近隣の釜谷地区内にいたことが把握された住民等（在勤者、来訪者含む）232人のうち、181人が死亡した（死亡率78.0%）。

事故当日の、校内の対応を中心とした動き（推定を含む）は、下表のとおりである。

全体状況	◇校内の対応等
14:46	地震発生（揺れの継続は約3分）
14:49	津波警報（大津波）発表、予想津波高6m ◇児童・教職員、校庭へ二次避難
14:52	防災行政無線による広報（津波警報発令） ◇15時少し前 教職員Aが残留児童の確認を終え、残留者なしを報告 ◇教職員A「山へ行くか」→「この状況では難しいのでは」のやりとり ◇保護者への児童引渡し開始 ◇教職員Aが体育館を確認、住民に「使えない」と伝え、教頭らに報告 ◇教職員A、この間、校長や市教育委員会に断続的に電話をかけるが繋がらず ◇教職員Aが避難所特設電話の設置を試みるために体育館へ
15:10～15:15	頃 河北消防署の消防車が広報しつつ釜谷地区内を長面方面へ ◇15:10～15:15頃 バス運転士無線交信「学校の判断が得られない」
15:14	津波警報（大津波）予想津波高10mに変更（ただし報道はテレビのみ） ◇教職員Aら、児童の服等を持ち出すため校舎内へ ◇15:20頃 教職員C、引渡し担当を外れる（かまどと薪の運搬へ）
15:21	予想津波高10mをFMラジオが放送 ◇15:23頃 支所職員C・Dが学校へ立ち寄り 支所職員A・Bが谷地中付近で長面の松林を越える津波を目撃してUターン ◇15:24頃 支所職員C・Dが学校を出る ◇スクールバスがバックで校地内に入る ◇教職員A「山に逃げますか」と尋ね、返答・指示がないため校舎2階を確認に行く
15:25～15:30	頃 河北総合支所の公用車が長面方面から新北上大橋方面へ戻りつつ広報 児童引き取り保護者らが新北上大橋を通行、橋の下に白波、下流部に高い波を目撃 新町裏付近の富士川堤防から津波越流
15:32	予想津波高10mをAMラジオが放送 間垣堤防で津波越流 新北上大橋下流部付近から津波越流 ◇15:33～34頃 三角地帯への移動を決定、教職員K以外の児童・教職員が避難開始 ◇教頭、「津波が来ています、急いで」 ◇教職員A、校庭に戻り、避難の列を小走りで追う 大橋付近の越流が三角地帯を覆う
15:37	頃 陸上遡上津波が大川小学校に到達

※時刻についてはおおむね推定可能であったもののみを記載。また記載順は、原則として時間的な前後関係を示しているが、必ずしもすべての順序が明確ではないことから、一部は前後していた可能性がある。

## ■事前対策及び事故当日の行動に関する分析（報告書第4章）

### （1）当日の行動に関する分析

#### ①教職員が当日得ていた情報の分析

校庭にいた教職員らは、ラジオから災害情報を得ていたものと推定される。この間の教職員による災害情報の収集は受け身・待ちの姿勢であり、積極的に情報を集めに行くという姿勢が十分ではなかったものと考えられる。これについては、動揺する児童を落ち着かせるなどの対応が必要であったこと、校長不在により平時はトップとしてリーダーシップを発揮する立場であり、かつ学校の本部として情報収集の役割を担う2名のうちの1名を欠いた中で対応する必要があったことが要因として関与した可能性がある。

#### ②教職員の津波に対する危機感に関する分析

校庭での二次避難を続ける中、教職員は、少なからず津波を意識していたものと推定される。この間、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。しかし、少なくとも15時15分～20分頃までは、地域住民・保護者はもとより、教職員においても、大川小学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は、多くはなかったものと推定される。

教職員の津波に対する危機感は、時間経過とともに徐々に高まったものと考えられるが、即座に校庭からの三次避難を検討し決断するほどまで強いものではなかったものと考えられる。これには、いわゆる「正常性バイアス」により明確な根拠に基づかない楽観的思考をするようになったこと、児童・保護者を落ち着かせようとしたり、地域住民・保護者が釜谷交流会館・校庭付近にいたりしたことが楽観的思考を強めたこと、各種事前対策が津波に関する危機意識を十分に高めるものとなっていなかったことが、要因として関与していた可能性がある。さらに、支所職員が来校して体育館を避難所として利用できるか否か確認したことも、危機感の高まりを抑制する方向に働いた可能性がある。

#### ③教職員による避難の意思決定に関する分析

避難するか否かについての相談に際しては、教職員のほか、一部の地域住民も関与していたものと考えられる。一部教職員が考慮していた山への避難については、この相談の中、比較的早い段階から提案として出されてはいたものの、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下され、その時点では津波に対する危機感を強く感じていなかったこともあいまって、山への避難は行わないという意思決定がなされたものと考えられる。

ただし、こうした相談の具体的な内容については、関係者のほとんどが死亡していることから、その詳細を明らかにすることはできなかった。

少なくとも校庭からの避難を意思決定した時点では、大きく切迫した津波来襲の危険性を感じていたのではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられる。避難開始の直接的なきっかけを明らかにすることはできなかったが、その時期等を考慮すると、15時32分にラジオから得られた「予想津波高10m以上」の情報であったものと考えられる。

避難先、避難経路の選択に際しても、教職員が地域住民と相談して決定したものと推定される。しかし、なぜ三角地帯を避難先としたのか、なぜあのような避難経路を通ったのかについては、最終的な意思決定に直接関わった教職員らが全員死亡しているため、明らかにすることはできなかった。

津波来襲の危険に備えた垂直避難という観点から考えられる校舎2階、学校裏山、より遠方（釜谷トンネル方面など）の選択肢についてどの程度具体的に検討し、そのリスクなどを比較衡量したかについては不明である。なお、早い段階に一度危険であると却下した裏山を避難先として選択することに心理的抵抗があった可能性、地域住民も共に避難することが避難先、避難経路の選択に影響を及ぼした可能性は否定できない。

児童・教職員が校庭から避難を開始した後、教頭が「津波が来ているので急ぐように」と指示したことについては、直接又は伝聞により支所公用車の広報若しくは河川を遡上する津波の情報を得たことによるものと推定される。

#### ④教職員の組織的対応に関する分析

本事故で多数の児童・教職員が被災したことについては、大川小学校の教職員集団が下した意思決定において、その時期が遅かったこと、及びその時期の避難であるにもかかわらず避難先として河川堤防に近い三角地帯を選択したことが、最大の直接的な要因である。

教頭をリーダーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定がなされていれば、もっと早い時点で三次避難が開始されていた可能性があることは否定できない。

### (2) 事前対策と当日の行動の関連に関する分析

#### ①大川小学校における防災体制の分析

大川小学校の教育計画に定められた災害対応マニュアルは、津波災害を具体的に想定し、その対応を十分に検討したものではなかったと推定される。

同マニュアルの策定直前から事故発生までの間には、少なくとも3回、校長・教頭・教務主任を含む教職員間で津波対策が話題となる機会があったが、津波災害を想定した三次避難先の決定には至らなかったものと推定される。同校の災害対応マニュアルは、より具体的な検討の必要性があり、それが認識されながらも、必要な検討が進められないまま、具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があったと推定される。

大川小学校においては、発生可能性のある多様な災害に備えた災害対応マニュアルの具体的かつ十分な検討が進まず、その周知・共有も十分とは言えない状況にあったものと推定され、その意味で、同校の防災体制の運営・管理は必ずしも十分ではなかったと言わざるを得ない。この平常時からの防災体制のあり方が、事故当日の教職員の危機意識と判断・行動の背景要因となった可能性は否定できない。学校の運営・管理を担う立場の者は、より強い牽引力をもって、同校の防災体制を推進する必要があったものと考えられる。

## ②石巻市教育委員会による指導・管理状況の分析

石巻市教育委員会が進めてきた学校防災の取り組みにおいて、津波対策は必ずしも重視されていなかったと考えられ、このことが大川小学校で津波対策が十分に推進されなかった背景要因の一つとなったものと考えられる。なお、市教育委員会の取り組みにおいて津波対策が必ずしも重視されていなかった背景には、宮城県教育委員会の策定した「みやぎ防災教育基本指針」において、津波対策に関する記述がごく一部に限られていたことが関与した可能性がある。

市教育委員会では、各学校から提出された災害対応マニュアルの内容を確認し、具体的な対策の状況を把握して必要な指導・助言などを行う体制をとっていなかったものと推定される。このようなチェックの仕組みが欠落していたことは、大川小学校において災害対応マニュアルの具体的な検討が十分に進まなかった背景要因と考えられる。

## ③石巻市における防災広報体制の分析

事故当日、大川小学校において津波来襲の危機感が大きく高まらなかった背景要因の一つとして、津波に関する情報が必ずしも十分ではなく、市災害対策本部からの災害情報がほとんど届かなかったことが挙げられる。

河北総合支所の行った防災行政無線による広報は事前計画どおりではなく、これは、市町合併後に修正された石巻市の地域防災計画が、旧河北町である河北総合支所まで十分に周知徹底されていなかったことによる可能性が否定できない。仮に防災行政無線の広報が事前計画どおりに行われていれば、繰り返す放送が危機感を高め避難行動を促進するなど、よ



り安全側の判断を促すことにつながった可能性がある。加えて、その広報にテレビなどの情報を活用していれば、刻一刻と変化する情報を迅速に伝えることも可能であったものと推定される。河北総合支所の防災行政無線による広報は、災害時の防災広報として、必ずしも十分なものではなかったと考えられる。

これらのことから、市災害対策本部から大川小学校に対して、災害時に直接、情報伝達・情報交換を行う仕組みや手順の整備は十分ではなかったものと推定される。市防災担当部局と市教育委員会、学校現場は、事前に十分な連携を図り、行政と学校との情報共有・情報交換のあり方を検討すべきであったものと考えられる。

#### ④ハザードマップ及び避難所の指定に関する分析

教職員・地域住民が具体的な津波来襲の危機を想定しなかった背景には、大川小学校がハザードマップの予想浸水域外になっており、津波災害時の指定避難所になっているという、事前対策が関与したものと推定される。特に、同校が地域の避難所として指定されていたことは、教職員・地域住民の判断・行動に強い影響を与えたものと推定される。

石巻市が作成・配布した津波に関するハザードマップは、コンピュータシミュレーションによる被害想定結果の計算精度や限界を踏まえた詳細な検討が行われておらず、その限界を知らせる注意書きも配慮に欠けたものであった。これは、ハザードマップ作成時の検討体制において専門知識が十分ではなかったことが背景にあったものと考えられる。

石巻市における避難所の指定では、津波災害時の施設の安全性に関する検討が必ずしも十分ではなく、また津波からの垂直避難先と避難生活を送る避難所の区別も明確になっていなかったものと推定される。仮にこの両者が明確に区分され、避難所指定の際に十分な検討が加えられていれば、大川小学校は津波の際の垂直避難先として不適切であることがあらかじめ認識され、緊急避難先が別途検討されていた可能性は否定できない。

大川小学校においては、指定避難所として避難者受け入れへの対応を求められていたことが、教職員の判断・行動に影響を与えていたものと考えられる。その背景には、学校に避難所を設置した際の運営体制が確立しておらず、学校現場の教職員に依存する仕組みとなっていたことが要因となっていたものと考えられる。石巻市は、あらかじめ学校とは別の主体による避難所運営体制を構築しておくべきであったと考えられる。

避難所運営への関わりが学校の果たすべき児童・教職員の安全確保の取り組みに負の影響を与えないためには、防災担当部局と学校教育部局（教育委員会や学校現場）が連携して、避難所指定のあり方をともに検討していく体制を構築することが望まれる。

## ⑤教職員の養成・教育に関する分析

大川小学校においては、一部の教職員は津波防災に関する経験・知識を積み関心を持っていたものの、それが共有・活用されず、教職員全体としての津波・防災や危機管理に対する知識は必ずしも十分ではなかったと考えられる。これは、当日の行動を適切に判断できなかった要因であったのみならず、事前対策としての災害対応マニュアル・防災訓練の検討が進捗しなかった要因の一つにもなっていたものと推定される。

このように大川小学校の教職員が津波防災や危機管理の知識・経験を十分に持ち合わせていなかった背景要因の一つとして、教員養成課程における防災・危機管理教育が十分ではないことがあると推定される。また、宮城県としての学校現場における津波防災対策の推進は、取り組みが新たに始められていたが、必ずしも十分に定着した状態までには至ってはいなかったものと推定される。

震災当時の大川小学校では、同校における勤務年数の短い教職員が多く、学校周辺の地域の状況（地理的条件、災害履歴をはじめとする災害環境、社会環境等）を必ずしも熟知していなかったものと考えられ、これが事前対策、当日の行動のいずれにおいても学校裏山を避難先として選択できなかったことの背景要因となった可能性がある。

## ⑥学校の立地・設計に関する分析

昭和60年に行われた大川小学校の新校舎建設に際しては、多様な災害危険を想定し、これに備えた安全性を確保するよう立地・設計の上で配慮することが、必ずしも十分には行われていなかったものと推定される。仮に、こうした配慮を十分に行っていれば、たとえより高い土地への建設が困難であり、かつ2階建てより高い建物としない場合でも、近隣高台への避難路・避難階段等の整備につながった可能性は否定できない。

校舎の立地・設計に際し、災害危険への配慮が十分なされなかった背景には、学校建築における安全基準が十分でなかったことも関与した可能性が考えられる。

## ■事後対応（報告書第5章）

### （1）事故後の初期対応

#### ①直後の情報伝達

消防団員らによる道路啓開、船による入釜谷地区との連絡、津波被災者の救援救助などの結果、地震翌日の早朝には、間垣地区の堤防の基礎部分を歩くか、船外機のある船を使うなどして、釜谷地区へ到達することができたものと推定される。

教職員Aは、学校の壊滅的状況及び緊急救助の必要性について、震災当日の避難先関係者などにはほとんど伝えていないものと推定される。ただし、仮にこれを伝えたとしてもどれだけの救助活動が実施できたかは定かではなく、また教職員Aが冷静かつ適確な判断と行動のできる状態になかった可能性も否定できない。しかしながら、こうした緊急要請が行われなかったことが、遺族・保護者に強い無念の思いを抱かせることになった可能性がある。

より組織だった救援・救助活動のため、及び石巻市教育委員会が早く大川小学校の被災状況を正確かつ具体的に認識するためには、教職員Aから教育委員会に対し確実に情報が伝わるように手配する必要があったと考えられる。

## ②校長及び石巻市教育委員会の被災直後の対応

校長が大川小学校の現地に初めて入ったのは3月17日である。地震翌日には何らかのルートにより釜谷地区に到達することができたと推定され、校長はより早期に大川小学校の現地に入り、学校の状況を自ら確認するとともに、児童の状況について情報を収集し、石巻市教育委員会に正確に伝えるべきであったと考えられる。もしそれがなされていれば、石巻市教育委員会の認識も違うものになったと推定され、事故に対する対応体制を整えてその対策をとることができた可能性は否定できない。

震災当時、教育長が病気休暇中であり、教員出身ではない事務局長が教育長代理を務めていたことが、各学校の状況の把握、迅速な意思決定、学校現場への指示などに一定の否定的な影響を及ぼした可能性がある。震災の約1週間後には大川小学校の被害状況が特に大きいことが明らかになってきたのであるから、石巻市教育委員会はその被害状況に対応した対策本部を立ち上げ、対策を打ち出すべきであったと考えられる。そして石巻市教育委員会がそのような対策をとっていれば、遺族・保護者との関係ももっと変わったものになっていた可能性がある。

大川小学校及び石巻市教育委員会による被災直後の対応については、数多くの児童・教職員が被災した事故への対応としては、到底十分とは言い難いものであったと評価せざるを得ない。そこには、石巻市全体の震災による被害が甚大であったことが大きく関与したものと推定されるとともに、同校及び市教育委員会において、こうした重大事故時、特に教職員のほとんどが死傷する事態への対応が想定されていなかったことが大きな要因となったものと推定される。

## (2) 行方不明者の搜索

遺族自らが搜索活動に当たったほか、当初は地元の消防団、しばらくしてからは消防、自衛隊、警察、海上保安庁による搜索活動が行われた。ただし、遺族・保護者から、行方不明

者の捜索においてなかなか自分たちの意見が反映されなかったとの声がある。また、その後も捜索活動が継続される中、石巻市教育委員会は、保護者・遺族の要望を受けて関係機関に働きかけ、調整を行うという役割を担った。しかし一方で、これら捜索活動のほとんどは、行方不明児童の保護者や遺族が強く要請し、時には報道関係者に訴えることによって実現したものであり、市教育委員会が主体的に検討・提案したものではなかった。

今後の災害における行方不明者の捜索にあたっては、捜索側が保護者や地元住民との間で情報や意見の交換を丁寧に行うなど、捜索活動に対する遺族・保護者の関与のあり方について検討する余地があると考えられる。

### (3) 児童・遺族などへの対応

#### ①登校日の持ち方

平成23年3月29日に実施された登校日は、校長の判断で行われたものであり、教育委員会からの指示・指導はなかったものと推定される。その準備や当日の持ち方については十分な配慮が必要であり、石巻市教育委員会からの適切な支援が必要であったと考えられる。

#### ②保護者説明会のあり方

第1回保護者説明会(同年4月9日)は、石巻市教育委員会側と遺族・保護者側との間でその位置づけを巡って考え方に齟齬があることが、紛糾する原因となったと考えられる。説明会は貴重な機会であるから、紛糾や誤解を避けるために出来るだけ事前に準備をし、両者の考え方をすりあわせた上で行われるのが望ましい。

第2回保護者説明会(同年6月4日)はあらかじめ1時間で終了することが決められており、会の冒頭でそれが主催者側から告げられたが、これは遺族や保護者の心情を大きく傷つけるものであった。また、市長の用いた「自然災害における宿命」という表現は、遺族・保護者の気持ちを逆なでする不用意な発言であり、不適切であったと考えられる。さらに、終了時における、今後の説明会の予定はない旨の発言も同様に遺族・保護者の心情を傷つけるものであった。石巻市教育委員会は、遺族・保護者の心情に十分に配慮して、その対応を行うべきであったと考えられる。

市の体制については、大川小学校の被害に市役所全体としてどのように向き合うのか、市内部での検討が十分ではなかった可能性がある。石巻市役所において大川小学校の問題は教育委員会任せにし、市長を含めて市役所全体の問題として対処する姿勢がなかったものと推定される。さらにこの姿勢が、説明会の開催やその持ち方にも影響を与え、市と遺族・保護者との乖離をより大きくした可能性がある。

#### (4) 石巻市教育委員会による事実調査

第1回保護者説明会で教職員Aが当時の状況を説明するにあたり、石巻市教育委員会は、事前に当日の発言内容と客観的事実等との整合性確認や、教職員Aの心的外傷に対する配慮を行っていないものと推定され、十分な配慮に欠けていたと考えられる。

平成23年5月上旬から中旬にかけて行われた児童等の聴き取りにおいては、心的外傷に関する専門家の助言や同席、事前の保護者との調整・同意、丁寧な実施と記録が必要であるにも関わらず、これらがほとんど行われておらず、大きな問題であると考えられる。録音していない中で、何らの指示もなく、日常的な業務の延長として聴き取りのメモが破棄され、後に証言記録の信憑性を疑わせる余地をもたらした。また、聴取の方法、記録の精度は担当者によってまちまちであり、結果として、聴取書の内容に対する疑義を深める一因となったものと推定される。児童に対する聴取を事前調整が十分でないままに実施したことにより、統一的・系統的な聴取の妨げになった可能性は否定できない。

さらに、保護者への説明に際して根拠の不明確な報告がなされるなど、事実を根拠とした厳密な調査分析が行われていなかったことが、隠蔽などという多くの疑念をもたらしたものと推定される。

石巻市による事実調査においては、生存者等からの証言を得る段階で必ずしも十分に適切な対応をとることができておらず、また得られた情報の分析・評価においても事実認定などの厳密さ・慎重さを欠いていたものと推定される。その要因として、石巻市教育委員会が事故調査というものについて十分な知識・経験を有しておらず、どのような点に配慮すべきかを理解をしていなかったことがあったものと推定される。

#### (5) 遺族等への対応

児童・遺族や保護者に対する心のケアの必要性は、震災後、比較的早い時期から認識されていたと推定される。しかし、関係機関の実施した対応の主たる対象は大川小学校に継続して通う児童とその保護者であり、震災後に転校した児童やその保護者、死亡・行方不明児童の保護者への対応は十分であったとは言い難い。

遺族・保護者への支援について、全体を掌握して必要な連携・調整をとることのできる体制は構築されなかったものと推定される。

本事故のような大規模な被害が生じた場合の心のケアには、網羅性、継続性、系統性が必要であると考えられる。

## ■提言（報告書第6章）

本事故の検証結果から得られた教訓に基づき、全国の関係組織、住民、教育・防災の専門家に対し以下のとおり提言する。文部科学省は、これら提言の確実な実行を強く奨励し、必要なモニタリングやフォローアップに努めるとともに、対策の進展状況を公表し続けてもらいたい。

### 提言1 教員養成課程における学校防災の位置づけ

- 文部科学省及び各教員養成大学は、子どもたちの命を守る任務に関わる環境や防災に関する教育を、教職課程の基礎教育又は教養教育の必修科目と位置づけ、教員が確実にこれを学ぶことのできる環境を整備すること。

### 提言2 教職員に対する防災・危機管理研修の充実

- 文部科学省及び都道府県・市町村教育委員会は、各学校の防災意識や危機管理意識を高め、具体的に子どもたちを被災から守る実質的な研修を実施すること。また、その際には、地域住民を守る一般地域行政機関の研修や訓練とも十分な連携を図ること。さらに、研修実施に際しては、科学的・専門的な知識とともに、具体的で実効性のある研修方法を習得した講師に、これを行わせること。
- 各学校は、これら研修の内実を自校の実情に照らして職員会議等で必ず議論し、教職員間で共有すること。

### 提言3 教職員の緊急事態対応能力の育成と訓練

- 文部科学省は、学校現場のためのCRM訓練又はそれに類するノン・テクニカル・スキルの訓練手法を開発すること。
- 都道府県・市町村教育委員会は、上記訓練手法を教職員研修に取り入れること。また、校長、教頭などの管理職に平常時および緊急時のそれぞれに求められるリーダーシップの教育・訓練を実施すること。
- 各学校は、教職員間のコミュニケーションを促進し、（職位、年齢、経験などにおいて）下の者から上の者への意見の表明、間違いの指摘がしやすい職場風土を醸成するとともに、上の者が必要なリーダーシップを発揮できるよう、適切な権威勾配を維持するよう努めること。
- 各学校は、迷ったときには子どもの命を何よりも第一に考えた選択肢を選ぶことを教職員間で申し合わせ、その旨を行動指針として折に触れ確認すること。
- 文部科学省は、教職員や教育委員会関係者の緊急時対応能力をさらに高めるため、想定外の状況やジレンマ状況における行動と意思決定に関する教育訓練手法を研究し、将来的には都道府県・市町村教育委員会がそれを教職員研修に取り入れるよう求めること。

### 提言4 学校現場における災害対応マニュアルのあり方

- 各学校は、学校の災害対応マニュアルを検討するにあたり、その学校に及ぶであろう災害危険の種類を具体的に想定するなど、学校を取り巻く災害環境を十分に確認した上で、起こり得る災害種別に応じた適切な避難先・避難路・避難方法をあらかじめ定めておくこと。また、その内容を関係者に十分に周知徹底するとともに、実践的な計画であることを防災訓練などを通じて検証し、常に必要な改善を図ること。
- 市町村教育委員会は、関係機関・専門家との連携体制を構築し、各学校における上記の取り組みに対し、必要な専門的知見の提供が可能となるよう、これを支援すること。

### 提言5 災害対応マニュアル策定・確認体制の充実

- 市町村教育委員会は、例えば下記のような仕組みを構築することにより、各学校の災害対応マニュアルの整備状況を幅広い視点から定期的に確認し、その改善につなげるよう学校を指導すること。

- ・各校の学校評価における評価項目としての明確な位置づけ
- ・各校のPTA役員会に対する協議の義務づけ
- ・学校同士のピアレビュー（相互評価）の仕組みの導入

---

#### 提言 6 学校に対する災害時の情報収集伝達手段の整備

- 市町村は、学校や指定避難場所・避難所に対し、避難等に関する情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、以下の対策を講じること。
  - ・防災行政無線のほかに、多様な情報手段の確保を図り、情報伝達の信頼性や冗長性を高めること。
  - ・防災行政無線の戸別受信機の設置、衛星電話等によるホットライン等により、個別的かつ具体的に伝達や指示ができるシステムを確立すること。それらの装備やシステムは、停電や電話回線の輻輳あるいは地震動や浸水にも強いものとするため、非常時の電源確保や設置場所の見直し等を図ること。

---

#### 提言 7 学校からの能動的な情報収集体制の構築

- 各学校は、災害時には自ら情報を取りに行くという意識付けをはかり、災害対応マニュアルにもその具体的な方法を明確にしておくこと。
- 各学校及び市町村は、監視カメラや簡易地震計を学校周辺に設置するなどの対策を講じることにより、各学校が洪水や津波あるいは周辺の火災など学校周辺の災害危険の状況をいち早く認識できるようにすること。
- 各学校及び地域は、例えば学校を地域の災害情報拠点として整備し、地域における情報の集約化や共有化が迅速に行えるようにすることなどにより、学校と消防団や自治会長等を含む地域住民との情報連絡体制を構築しておくこと。

---

#### 提言 8 学校防災における地域住民・保護者との連携

- 各学校は、保護者や地域組織（町内会・消防団等）と積極的に協議する機会を持ち、学校における防災・危機管理対策に関する具体的連携を図ること。
- 市町村及び市町村教育委員会は、学校における防災・危機管理対策について、教職員と地域住民、保護者及び関係機関が連携・協議する場を設け、学校の災害対応マニュアルの確認とその改善に向けた検討を進めること。

---

#### 提言 9 教職員の避難所運営への関わり方

- 市町村は、学校が指定避難所となっている場合においても、あらかじめ地域住民で構成される自主防災組織などを育成するとともに、避難所運営計画の策定・避難所運営訓練などを行って、教職員に依存しない、確固とした避難所運営体制を構築すること。
- 市町村教育委員会は、この市町村の取り組みに協力するとともに、学校現場における実効性を確認し、必要に応じ市町村の担当部局との連携・調整を図ること。

---

#### 提言 10 指定避難所の承諾及び避難所運営に関する学校側の取り組み

- 各学校は、自校が住民の避難所として適当かどうか、協議を図りつつも主体的に判断に関わること。その際、各種災害を想定し、また津波や洪水等の垂直避難を要する緊急避難の場合と、生活（収容）避難を識別すること。さらに、承諾に当たっては、子どもの命・安全の確保を最優先に考え、その上で住民の避難所運営にどのように協力できるかを主体的に検討すること。
- 市町村教育委員会は、地域の指定避難所となっている学校について、災害直後から地域住民が学校へ避難し、また学校施設内で一定期間の避難所生活を営むことを前提に、災害対応マニュアルを策定するよう指導すること。またその際には、子どもが在校中に災害が発生した場合の避難者収容場所を具体的に想定するとともに、避難所生活を送る被災者と子どもが、一定期間、同じ施設を共用しなければならないことを前提に、その空間利用のあり方などを検討すること。

---

### 提言 1 1 災害に対応した避難場所の設定と避難訓練

- 各学校は、考えられる災害を最大限想定し、その災害に対応した避難場所の設定と避難の具体的方法を共有し、その訓練をしておくこと。その際、特に次のような点に配慮すること。
  - ・海岸及び河川近くの低平地に立地する学校では、一定の強震があり1分以上の長い揺れが生じた場合は、津波発生のおそれが高いことを考え、的確な情報収集を行うとともに、一刻も早く垂直避難を考えなければならないこと。
  - ・避難訓練は、子どもが自ら判断・行動する能力の向上を意識し、教職員と認識を共有しつつ、全体として主体的に動くことのできる訓練であること。
- 市町村教育委員会は、各学校が、各種災害に応じた適切な避難訓練をしているか確認し、その状況に応じた適切な支援と指導を図ること。

---

### 提言 1 2 保護者への引渡しの考え方とその訓練の必要性

- 各学校は、子どもの引渡し方法について、災害の状況に対応した具体的方法を保護者と事前に十分協議し、保護者と十分な共通認識を図るとともに、定期的に引渡し対応訓練を実施すること。またその際、次のような点に配慮すること。
  - ・地震発生時に津波の恐れのある場合は、原則として保護者も子どもと一緒に高台に避難するよう促し、子どもを引き渡す場合でも保護者が安全な高台避難を意図している場合に限ること。
  - ・引渡し時は保護者確認が原則であるが、保護者が迎えに来られない場合を想定し、具体的な方策を策定しておくこと。

---

### 提言 1 3 避難訓練と防災教育をつなぐ取り組み

- 各学校は、個々の教職員が地震・津波といった自然現象に関する確かな基礎知識と防災意識を持ち、学校近隣の地域環境の状況にも精通し、防災訓練と連動した防災教育を行うこと。その防災教育に際しては、子どもたちが学校にいない場合（休日等で自宅や地域周辺にいたり登下校中などの場合）であっても、瞬時に自分で判断・行動できる知恵を育むことを目指すこと。

---

### 提言 1 4 防災・安全面を考慮した学校の立地

- 文部科学省は、子どもの安全や防災上、学校に適した立地の基準をより具体的に規定すること。
- 学校設置者は、上記の基準に関わらず、沿岸・沿川部の学校の立地に当たっては、津波や風水害を意識した立地条件を考慮すること。また、学校を高台に建設することが困難な場合でも、近隣に避難する高台がある場所を選定し、高台までの避難路を確保すること。

---

### 提言 1 5 校舎設計における防災・安全面への配慮

- 学校設置者は、学校の校舎等の設計に際して、地域の災害環境を十分に考慮し、起こり得る災害の種類別に危険性を考えて、これを校舎設計に反映すること。とりわけ、沿岸部で低平地に立地する学校では、その規模等のみから階高を検討するのではなく、垂直避難の可能性を十分に考慮して、安全を確保できる高さの校舎とすることを検討すること。

---

### 提言 1 6 低頻度巨大災害の危険性の正しい認識

- 市町村は、これまで作成した、又は今後作成するハザードマップについて、その作成過程を見直すとともに、地域の地勢や地形などに即して具体的に検証すること。また、ハザードマップの内容が「安心情報」にならないよう、その正しい理解のための啓発と広報に努めること。さらに、そのハザードマップを活用した地区ごとの避難計画を、住民参加のもとで作成すること。
- 住民は、そうしたハザードマップを自ら確認し、より詳細な手作りのマップを作成するなど、地域の危険性を具体的に認識するように努めること。
- 各学校は、そのハザードマップと自校の立地条件（海岸部・河口・川等からの距離や海拔）を照合し、独自の避難マップを作るなど防災に努めること。



---

### 提言 17 リスクコミュニケーションにおける専門家の役割

- 専門家は、災害の危険性について住民が正しく理解できるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションに努めること。

---

### 提言 18 避難所と避難場所のあり方の見直し

- 市町村は、災害時の住民の安全を確保する責任を負うという立場から、いわゆる避難所の指定に際し、以下の配慮をすること。
  - ・ 緊急避難場所と収容避難所とを明確に区別して指定や整備すること
  - ・ 緊急避難場所と収容避難所の区別を明確にして周知をはかること
  - ・ 特に緊急避難場所の指定に際しては、災害種別ごとにその安全性を十分に検討すること
  - ・ 緊急避難場所と収容避難所に対しては、行政として責任をもって情報提供を行うため、情報伝達手段・伝達経路などを予め整備すること。

---

### 提言 19 住民や重要施設への情報提供のあり方の見直し

- 市町村は、災害時における学校や住民等への適確な情報伝達を確実なものとするため、以下の対策を講じること。
  - ・ 災害時の広報内容について、事前に十分検討し、その改善を図るとともに、広報手段の多様化や耐災化を図ること。
  - ・ 行政機関相互の緊急時の情報連絡のシステム、行政と学校や地域とをつなぐ災害情報伝達システムの整備を図ること。また、それらのシステムが適切に機能するよう、その維持管理に努めるとともに、日頃から関係職員に対して研修・訓練を重ねること。

---

### 提言 20 事故対策本部機能のあり方

- 市町村及び市町村教育委員会は、学校が被災した場合、その被災の程度に応じた事故対策本部を設置し、被害状況の把握、学校経営への支援、被災者・遺族の要望の把握などの活動を速やかに展開できる体制がとれるよう、あらかじめその計画を定めておくこと。

---

### 提言 21 被災者・遺族支援のあり方

- 文部科学省は、事後対応における適切な取り組みを実現するため、あらかじめ学校事故・災害の被災者・遺族支援に関するガイドラインを策定すること。
- 市町村教育委員会及び各学校は、上記ガイドラインを参考に、教育委員会及び各校の災害対応マニュアルの中において事故・災害後の事後対応に関する計画を具体的に定めること。

---

### 提言 22 子どもに対する聴き取り等における配慮

- 各学校及び市町村教育委員会は、学校内の事故・災害等によって生じた人的被害について、その事実経緯や原因の調査のために、子どもから聴き取りを行う場合に備え、あらかじめそのあり方を検討し、必要な計画を立てるとともに、専門家との連携方法、聴き取り担当者の教育・訓練などを実施しておくこと。

---

### 提言 23 調査・検証のあり方

- 文部科学省は、学校内で事故が発生した場合に備え、事故調査・検証のためのガイドラインを作成すること。そのガイドラインでは、調査・検証を行う主体に関する判断（当該学校か、第三者機関か）、一般的な調査・検証の進め方、子どもをはじめ当事者に対する聴き取り時の配慮、情報管理のあり方（原則として聴き取りの際には録音をすること、メモ類は廃棄しないこと、聴き取りの録取書の公開の是非）などについてできる限り分かりやすく記載すること。

---

### 提言 24 調査・検証における透明性の確保

- 今後、事故調査を行う者は、事故調査活動において、会議をどの程度まで公開するかについて、調査の対象となる事故の種類、被害の状況、関係者の範囲などに鑑みて、慎重に判断すること。

2014年2月12日

宮城県教育委員会

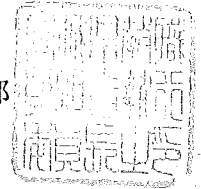
教育委員長 庄子晃子 様

教育長 高橋 仁 様

請願者 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45

宮城県教職員組合

執行委員長 高橋 達郎



## 県独自の「学力調査」の計画中止を求める請願

## 【 請願趣旨 】

日頃より子どもたちの健やかな成長と学校教育の振興、教職員の勤務条件改善のためにご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

大震災からもうすぐ3年になろうとしていますが、子どもの教育の土台である被災地の生活再建と地域の復興の遅れが大きな問題になっています。経済格差が住居の再建に大きな格差を生み、被災地の家庭に対する経済的支援と子どもの全面的な保護・ケア、教職員の健康管理対策が喫緊の課題です。子どもたちの「荒れ」や不登校は、震災の影響も重なり広がりを見せています。

こうした中で、現在、宮城県教育委員会事務局は、今年10月下旬に小学5年生(国語、算数)と中学2年生(国語、数学、英語)を対象に、県独自の学力調査(学力テスト)を実施する計画を立てています。

この間の全国学力調査で、学力に関する課題はすでに明らかになっています。10月の半年後の4月には、全国学力調査があり、独自調査は必要ありません。県独自の学力調査の目的は、明らかに次年度の小学校6年生と中学校3年生対象の全国学力調査の対策です。調査のために対策をとることは正しい調査とはいえません。

また、今年4月に実施される全国学力調査から、文科省は、自治体判断で学校ごとの成績・平均点の公表を認めました。そのため、県内では独自の学力調査を実施する自治体が増えています。学校が「学力テスト漬け」になり、学校間、自治体間の平均点競争の激化は必至です。

私たちは、以下の理由で、県独自の学力調査に反対です。

- ① 平均点を比べる学力調査は、必ず半数の学校・子どもが「平均点」以下になる。
- ② 平均点が60点前後の学力調査は、学習の苦手な子どもから自信を奪い、「志」をしぼませる。
- ③ 多くの子どもたちから、有能感・自己肯定感を奪い、人格形成に悪影響を与える。
- ④ 教師や保護者が、子どもを「点数」で見るようになる。
- ⑤ 自治体・地教委に対する圧力になり、さらに各学校への圧力になる。



- ⑥ 各学校の評価につながり、管理職、教務主任、研究主任への圧力になる。
- ⑦ 学級の成績・点数が比べられ、担任や教科担当への評価につながり、強い圧力になる。
- ⑧ 普段のテストと違う学力調査で、授業がテスト対策に歪められる。
- ⑨ 学校の行事や学校独自の教育課程が影響を受け、ゆたかな教育が細る。
- ⑩ 学校の超多忙に拍車をかけ、子どもと向き合う時間、授業準備の時間が奪われる。

今の学校現場は、長時間過密労働が強いられ、昨年6月に行われた県教委調査でも教職員の「バーンアウト」が22%にも達しています。法が守られない「ブラック学校」「ブラック教育委員会」と言われる状況が広がっています。「学力向上」のためにいま必要なことは、勤務時間内に今日の授業の評価と明日の授業の準備・教材研究ができるようにすることです。それができる教育条件の整備こそ教育行政がすべきことです。私たちは、学力調査ではなく、福島県の30人学級、山形県の33人学級のような県独自の少人数学級の実現こそ強く望むものです。私たちは、子どもも教職員も望んでいない県独自の学力調査の計画中止を求めます。

いま、必要なのは、この大災害の困難に立ち向かい、住民と子どもたちのために献身的に役割を果たし、現在も奮闘している現場の教職員に対する深い信頼と敬意です。教育委員の皆様には、被災地宮城の教育で必要なものは何かを熟慮していただき、教育委員会で慎重な審議を行い、賢明な判断をされることを望みます。

【 請願内容 】

1. 来年度に計画されている宮城県独自の学力調査を中止すること

### 第 3 4 6 回宮城県議会議案に対する意見について

平成 2 6 年 2 月宮城県議会に提出される下記の予算議案及び予算外議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年 2 月 1 7 日及び 2 6 日専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第 2 項の規定により報告する。

#### 記

##### 予算議案

- ・平成 2 5 年度宮城県一般会計補正予算

##### 予算外議案

- ・工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築電気工事）
- ・工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）

平成 2 6 年 3 月 1 7 日提出

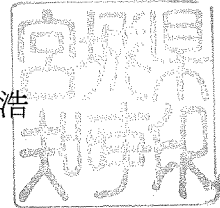
宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁



財 第 2 3 8 号  
平成26年2月17日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第346回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算議案

平成25年度宮城県一般会計補正予算

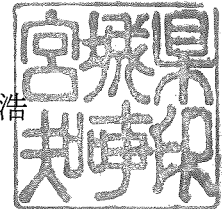




財第 253 号  
平成26年2月26日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



第346回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算外議案

- (1) 工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築電気工事）
- (2) 工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）



第346回宮城県議会（追加提出分）提出予算議案の概要【教育委員会関係分】

平成25年度一般会計補正予算（第5号）

1 補正予算の概要

（単位：千円）

会 計 区 分	平成24年度	平成25年度			増減	比較
	最終予算額(A)	現計予算額(B)	2月補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
第5号 一 般 会 計	1,936,446,283	1,753,078,467	▲ 137,714,693	1,615,363,774	▲ 321,082,509	83.4%
	うち教育委員会	206,544,766	209,678,699	▲ 11,302,828	198,375,871	▲ 8,168,895

2 補正予算の主な事業内容

（単位：千円）

事 業 名	概 要	補正額
再編統合施設整備事業	登米総合産業高等学校整備事業費について、物価水準の変動による工事費等の増額分を補正するもの。	158,563
被災児童生徒就学支援事業	沿岸部の市町におけるスクールバス運行の拡充等に伴い、県から関係市町への補助金交付額の増額分を補正するもの。	340,242
職員給与費（給与等）	給与等の支給見込額の算出に伴い、その減額分を補正するもの。	▲ 6,659,021
教職員に係る退職手当	退職者数が当初の想定数を下回る見込みであるため、退職手当の減額分を補正するもの。	▲ 2,165,000
高等学校等育英奨学資金貸付事業	貸付金の給付者数が当初の総定数を下回る見込みであるため、貸付金の減額分を補正するもの。	▲ 378,025

3 債務負担行為

(1) 新規

（単位：千円）

事 項 名	設 定 期 間		限度額
公共施設管理運営業務委託（追加分） （スポーツ健康課）	自 平成26年3月	至 平成31年3月	28,000

(2) 変更

（単位：千円）

事 項 名	設 定 期 間			限度額
貞山高等学校仮設校舎賃借 （施設整備課）	変更前	自 平成24年4月	至 平成26年3月	24,000
	変更後		至 平成27年3月	
図書館情報ネットワークシステム開発等 業務委託 （生涯学習課）	変更前	自 平成25年4月	至 平成31年3月	140,000
	変更後			142,000
公共施設管理運営業務委託 （生涯学習課）	変更前	自 平成24年12月	至 平成28年3月	39,600
	変更後			41,000

#### 4 繰越事業

(単位：千円)

事業名		担当課	繰越額
教育費	教職員宿舍管理事業	福利課	18,900
	幼稚園等複合化・多機能化推進事業	施設整備課	2,302
	産業教育振興事業	高校教育課	124,800
	高等学校建設事業	施設整備課	1,315,600
	特別支援学校建設事業	施設整備課	1,034,400
	文化財災害復旧支援事業	文化財保護課	7,300
	震災関連資料デジタル化推進事業	生涯学習課	645,264
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	17,900
災害復旧費	高等学校災害復旧事業	施設整備課	287,100
	社会教育施設災害復旧事業	生涯学習課	38,700



第346回宮城県議会（定例会）追加提出予算外議案の概要【教育委員会関係分】

議第 159 号議案

工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築電気工事）

請負金額 803,250,000円 → 891,610,200円  
契約の相手方 株式会社ユアテック  
所管 障害福祉課, 施設整備課

○議決日 平成25年10月3日 議第192号議案

○変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更

議第 160 号議案

工事請負変更契約の締結について（宮城県拓桃医療療育センター及び宮城県立拓桃支援学校新築工事）

請負金額 3,458,700,000円 → 4,334,881,320円  
契約の相手方 大成・橋本店・同事特定建設工事共同企業体  
所管 障害福祉課, 施設整備課

○議決日 平成25年10月3日 議第251号議案

○変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更